

③消費税率の引き上げおよび食費への軽減税率の適用

【消費税率 8%→10%へ改定における変更】

請求項目	税種別	10月1日より
前払金・家賃相当額 ほか	非課税	消費税は現行通りかかりません。
管理費	現行の請求に準ずる	請求する項目通り、課税・非課税により対応を準じます
居室電気水道代	課税	消費税は8%から10%へ変更になります。
各種プライベートサービス	課税	消費税は8%から10%へ変更になります。
実施地域外への交通費	課税	消費税は8%から10%へ変更になります。
キャンセル料	非課税	消費税は現行通りかかりません。
その他の項目	現行の請求に準ずる	請求する項目通り、課税・非課税により対応を準じます

【食費の軽減税率（8%据え置き）の適用】

請求項目	税種別	10月1日より
食費（有料、サ高住）	課税及び軽減税率	消費税8%から10%へ変更になりますが、軽減税率適用の場合は変更ありません。（注）軽減税率適用の条件は下記のとおりです。
食費（有料、サ高住以外の事業）	非課税	消費税は現行通りかかりません。
軽減税率適用の条件		
対象事業	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 のみ	
対象者	入居者 のみ	
対象の金額基準	1食につき640円（税抜）以下 かつ 1食の食費の累計額が1,920円（税抜）に達するまで	

※食費軽減税率の例

業態	食事形態	金額	税適用	
有料老人ホーム	朝食夕食セット	1,150円	軽減税率適用	8%据え置き
有料老人ホーム	朝食	550円	軽減税率適用	8%据え置き
	昼食	850円	課税	10%へ変更
	夕食	650円	課税	10%へ変更
グループホーム	朝食	300円	非課税	非課税扱い変わらず
	昼食	500円	非課税	非課税扱い変わらず
	夕食	750円	非課税	非課税扱い変わらず